

奨学金管理システム更新業務について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

湯沢市長 佐藤 一夫

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の名称

「奨学金管理システム更新業務」

(2) 業務の内容

別添「奨学金管理システム更新業務委託プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 提案見積額（上限）（消費税及び地方消費税含む）

①業務委託費 5,313 千円（令和 8 年度）

②システム保守想定額 1,980 千円

（年額 396,000 円×5 年 令和 9 年度から 13 年度の 5 年間）

※実施要領における価格評価の対象は、①と②の合計額とする。ただし、それぞれの提案見積額（上限）を超えないこと。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案見積額の規模（上限）を示すものである。また、本事業は市の予算措置を前提としており、令和 9 年度以降の予算規模はこれを保証するものではない。

2 参加者に要求される資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 「湯沢市物品購入等競争入札参加資格」を得て現に参加資格者名簿に登録されている者で本件の公募から契約候補者の選定までの間に当市の指名停止措置を受けていない者若しくは企画提案書提出期限までに登録申請の受付が完了している者であること。
- (2) 奨学金管理システム更新務実績を有するとともに、本業務に関するノウハウや知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織を有し、専門の知識・能力を有する主担当者を配置できること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 手続き等

別添実施要領による。

なお、企画提案書提出届、スケジュール表、機能要求書、非機能要求書、環境構築シート、見積積算書の様式は、参加申込書を受け付け、参加資格審査の結果、合格となった事業者へ、提案依頼書とともに交付する。

(1) 事務局(担当課)

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 総務班

電話 0183-73-2161

FAX 0183-72-8501

E-mail k-somu-gr(AT)city.yuzawa.lg.jp

※(AT)は半角の@へ置き換えてください

(2) 実施要領の交付

ア 交付方法(入手方法)

実施要領は、湯沢市ホームページ(<http://www.city-yuzawa.jp/>)からの入手を原則とする。

イ 交付期間

令和8年7月10日(金)から令和8年7月27日(月)まで

(3) 参加申込書等の提出

ア 作成方法

本プロポーザルへの参加希望者は、実施要領に基づき参加申込書等を作成すること。

イ 提出期限

令和8年7月27日(月)午後5時まで

- ウ 提出場所
事務局（担当課）
- エ 提出方法
持参又は郵送（期限厳守）

4 審査及び企画提案書の提出

(1) 一次審査（形式審査）

参加申込者から提出された参加申込書等の書類について審査を行い、企画提案書の提出者を決定する。

(2) 企画提案書の提出

- ア 作成方法
実施要領に基づき企画提案書を作成する
- イ 提出期限
令和8年8月12日（水）午後5時まで
- ウ 提出場所
事務局（担当課）
- エ 提出方法
実施要領のとおり

(3) 二次審査（価格評価及び提案書評価）

得点の上位3者を三次審査の受審事業者に特定し、4位以下の事業者は落選とする。

(4) 三次審査（プレゼンテーション評価、ユーザビリティ評価、総合評価）

得点を算出し、二次審査と三次審査の合計得点が最も高い事業者を候補者に決定する。

5 契約の締結方法

審査の結果、候補者と業務内容について協議を行い、必要な仕様並びに契約条項を作成し、契約を締結するものとする。なお、候補者との協議が整わない場合は、次点者との協議を行うことができる。

6 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領によるものとする。